

# 福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第3回福岡地方最低賃金審議会

1 日 時 : 令和2年7月27日(月) 13:30 ~15:30

2 会 場 : 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 4人 (定数5人)  
有田 謙司 (会長)  
高田 亜朱華  
富山 敦  
濱崎 錄

【労働者代表委員】 5人 (定数5人)

河村 敏昭  
小陳 武志  
後藤 みゆき  
野中 篤志  
浜田 紀子

【使用者代表委員】 2人 (定数5人)

有馬 紀顕  
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 伊藤 労働局長  
松田 労働基準部長  
長野 賃金室長 ほか

### 4 主要議題

#### (1) 福岡県最低賃金について

- ア 福岡県最低賃金専門部会について
- イ 福岡県最低賃金決定要素に係る追加資料説明について
- ウ 福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について
- エ 令和2年度地域別最低賃金額改正の目安について
- オ 最低賃金に係る労使の基本的な考え方について

#### (2) 福岡県特定最低賃金について

- ア 令和2年度特定最低賃金改正決定申出状況について
- イ 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (諮問)
- ウ 令和2年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 (案) 【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】について

#### (3) その他

## 5 審議内容

会長 定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第3回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。本日は、公益代表委員の丸谷委員、使用者代表委員の今村委員、工藤委員、境委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たされており、本審議会は成立している旨、御報告いたします。

本日の議事録の署名は

労働者代表委員 後藤委員

使用者代表委員 吉岡委員

にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●  
後藤委員  
吉岡委員

(承諾)

会長 それでは議事に入ります。

本日は、大きく分けまして、福岡県最低賃金と福岡県特定最低賃金に関する2つの議題があがっています。

まず、議事（1）アの「福岡県最低賃金専門部会について」ですが、初めに事務局から専門部会委員の選任状況について説明をお願いします。

室長補佐

(選任状況を説明)

会長 ここで私から専門部会の審議につきまして、御確認させていただきたいことが2点あります。

1点目ですが、最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。」と規定されており、当審議会におきましては、従来から、「専門部会において全会一致で結論が出た場合には、その決議をもって、審議会の決議とする。」という取扱いをしておりました。また、専門部会で結論が出た場合、本来なら本審において、会長から福岡労働局長に答申すべきところですが、全会一致の場合には、専門部会長が、会長名により、福岡労働局長に対して答申を行う取扱いをしておりました。

今年度の審議会におきましても、従来と同様に、専門部会において全会一致で結論が出た場合は、その決議をもって審議会の決議とし、その場合には、専門部会長が、会長名により、局長あて答申するという取扱いで、御了解していただいてよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

ありがとうございます。

次に2点目ですが、最低賃金審議会令第6条第7項には、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。

当審議会におきましては、従来から、本審の議決を踏まえ、「専門部会が任務を終了したときには、専門部会を廃止する。」という取扱いをしておりました。

今年度の審議会におきましても、従来と同様に、専門部会が任務を終了したときには、専門部会を廃止するという取扱いで、御了解していただいてよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

ありがとうございます。

それでは、専門部会は任務が終了したときに廃止することといたします。

次に議事(1)イの「福岡県最低賃金決定要素に係る追加資料説明」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

別冊追加資料ⅡNo.1-3 生活保護と最低賃金（厚生労働省・福岡労働局）

賃金室長

別冊追加資料ⅠNo.3 経済財政運営と改革の基本方針2020

統計調査係長

～危機の克服、そして新しい未来へ～（骨太方針2020）【抄】

別冊追加資料ⅡNo.2-9 令和2年賃金改定状況調査結果（厚生労働省）

別冊追加資料ⅡNo.3-5 月例経済報告【令和2年7月】（内閣府）

資料 No.3 賃金分布に関する資料

資料 No.4 福岡県最低賃金額・影響率及び未満率（過去5年）

資料 No.5 「業務改善助成金・福岡働き方改革推進支援センター」

案内リーフレット

別冊追加資料ⅡNo.2-10 令和2年福岡県賃金実態調査結果（福岡労働局）

に基づき説明。

会 長

ただ今の説明について、何か御質問等はございますか。

はい、どうぞ、吉岡委員。

吉岡委員

業務改善助成金の説明がありましたけれども、業務改善助成金の福岡労働局管内の実績はどのくらいあがっていますか。分かれば教えてください。

賃金室長

申し訳ありません。今、手元に資料がないので、次回御説明したいと思います。

吉岡委員 知りたかったのは、何件くらいあって、それが多いのか少ないのか。もし仮に少ないとすれば、原因や要因がどんなところにあるのかということを知りたいです。

賃金室長 業務改善助成金の申請件数、決定件数、ともに全国的に少なくなっています。ここ3年くらい減少傾向にあるのですが、原因としては、使い勝手が悪いということが考えられます。昨年の審議会でも話題になりましたけれども、使い勝手が悪いということで、昨年12月に補正予算を組んで、若干、支給対象事業所の対象を広げて、使い勝手をより良くしてきているところですが、昨年12月から半年以上経っていますけれども、今のところ大きく改善されたというところまでには至っていないというところです。

会長 よろしいですか。数字的なものは、また次回ということで。

賃金室長 はい。

会長 お願いします。その他、何か委員の皆様から御質問ございますか。よろしいでしょうか。では、次に移りたいと思います。

議事（1）ウの「福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について」です。

意見を求める公示が行われておりましたが、これを受けて意見書が提出されていますので、事務局から御説明をお願いします。

賃金室長 【公示による意見】

資料No.1-1 最低賃金の引上げ等に関する意見書（非正規雇用フォーラム・福岡）

資料No.1-2 標準生計費と最低生計費について（福岡県自治体労働組合総連合）

資料No.1-3 生活保護と最低賃金の比較について（福岡県自治体労働組合総連合）

資料No.1-4 最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

（福岡県医療労働組合連合会）

資料No.1-5 令和2年度福岡地方最低賃金改定に関する意見書

（エフコーポ生協労働組合）

資料No.1-6 令和2年度福岡地方最低賃金改定に向けた要請書

（福岡県労働組合総連合）

に基づき説明。

賃金室長 【公示による意見ではないもの】

〔 資料No.2 最低賃金の改定に関する意見書（福岡県知事） ]

に基づき説明。

会長 福岡県最低賃金の改正決定に関する意見については、ただ今の事務局からの説明に加え、前回の審議会における意見発表、聴取でも十分に承ったところです。これらのいただいた意見については、これから専門部会における改正審議の中で、十分参考にさせていただき、議論を進めるとの方向でまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 では、議事(1)工の「令和2年度地域別最低賃金額改正の目安について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 [資料No.6 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)]に基づき、中央最低賃金審議会の答申を伝達。

会長 ただ今の説明について、何か御質問等はございますか。

各委員 (なし)

会長 それでは、次の議事に移ります。

議事(1)才の「最低賃金に係る労使の基本的な考え方について」ですが、最低賃金の改正審議に当たって、基本的な考え方などをお聞かせいただきたいと思います。

まず、労働者側からお願ひいたします。

小陳委員 それでは、労働者側から意見を述べさせていただきます。

小陳と申します。よろしくお願ひいたします。

今、新型コロナウイルスが流行しているので、非常に難しい状況の中での審議になると認識しております。一方で、この場での議論は、福岡県内で働く多くの方が注目していることも踏まえて議論を行っていきたいと思いますし、先ほど、説明がありました中賃の公益委員見解で、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、自主性を發揮した審議を期待するとされたことも受けまして、福岡における、働く人のセーフティネットとしての最低賃金の水準がどうあるべきかについての議論をしっかりしたいと思っております。

私たち連合福岡では2020春季生活闘争におきまして、全ての働く人の「底上げ」、「底支え」、「格差是正」を目指して取組みをした結果、7月6日段階の集計で、連合福岡全体で平均賃上げ方式で定期昇込み2.04パーセント、ベースアップに関しては1,430円、0.48パーセント、特に300人未満の中小労働組合においては1,593円、

0.70 パーセントと大手を上回る賃上げで妥結しております。

最賃への関わりが大きい有期、短期間契約労働者におきましては、これは福岡独自での集計がありませんので、全国での平均になりますけれども、27 円を上回る改善を確認しているというところで、厳しい状況にありながらも、労使間で真摯に議論が行われた結果として、ここ数年の賃上げの流れを引継ぐことができたものと受け止め、組織労働者が労使で交渉を行って引き出した水準を、未組織労働者を含む全ての労働者へ水準を広げていくことが、現下の厳しい状況において、非常に重要な最低賃金の意義であると認識するところです。

さて、福岡の最低賃金は現行 841 円で、この時給で年間 2,000 時間働いても年収 168 万円ということで、200 万円に遠く及ばない水準にとどまっています。

それから、福岡の労働人口に占めるパートタイム労働者の比率は 33 パーセントを超え、依然として高い傾向にあります。一方で、事務局から示された資料で県の賃金水準におけるパート労働者の賃金については、時給で男性が 1,122 円、女性が 1,059 円で、全国で 28 位と 18 位ということで、福岡としては全国と比べて決して高いとは言えないという順位にあると思います。一般労働者は 14 位と 12 位なので、パート労働者の賃金が、福岡県の最低賃金が全国で 19 位という水準に引きずられている結果なのではないか、こうした課題があるのではないかと見ております。

連合の調査で、パートの方、非正規雇用という方でも不本意な非正規な方が一定程度占める数字が出ており、最近の資料では、複数の会社で働いている副業の方の実態を踏まえ、その課題などが中央の方で議論されていますが、女性のパートの方でなぜ複数のところで働いているかというと、やはり収入を増やしたいという希望が多いということで、そこにも、不本意な非正規、仕方なく非正規で働いている状況の方が多い中では、最賃を引き上げることで下支えとして果たす役割が大きいのではないかと思っております。

最低生活費の比較について、いろいろ資料が出されておりますが、国の比較においてクリアしているという評価になっておりますけれども、いろんな問題のある比較ではないかと思います。決して意味のない比較だとは思いませんけれども。

1 点だけ申し上げますと、勤労にかかる経費が考慮されていない点、生活保護で言いますと勤労控除が反映されていないというところで、そこが考慮されてないと、働くことで最低限の生活を支える水準に届いているとは言えないのではないかと思います。

841 円で、国の比較で使われています 173.8 時間働いても 1 月あたり 12 万円程度の収入で、生活保護では月 12 万円の就労収入があれば、25,000 円ほどの基礎控除が認められます。12 万円から 25,000 円の基礎控除を引くと、残りの生活費は 10 万円を割り込み、やはり、福岡の最低賃金は課題がある水準だと言わざるを得ないと思います。私どもとしては、早期に 1,000 円の最低賃金に近づけていくべきだ、というのが基本的な考え方だということを述べておきたいと思います。

一方で、当然ながら、新型コロナウイルスの感染が引き起こしている状況につい

ても考慮が必要であると考えますので、以下その点に関して、私どもの立場で幾つか述べさせていただきたいと思います。

まずは、新型コロナウイルス感染症の影響が働く人に大きな影響を与えていたり、最低賃金近傍で働いている人に強い大きな影響を与えていたりということです。この間、労働相談などの相談を受けてきましたけれども、会社側の休業等によって、賃金未払いとか休業手当未払いとか、或いは、支給された手当の水準が低いという課題、相談をたくさん受けております。

6割の休業補償を受けている方でも最低賃金の6割水準では非常に厳しいです。少し細かいことを言いますと、休業手当の計算方法として、総日数を30で割ったものを勤務予定日数で掛け戻しますので、そこでも6割くらい引かれて、結果としては4割程度でしか6割の休業補償では補償されないのです。最低賃金ベースだと極めて厳しい状況が明らかになっていますので、これは、最低賃金を上げれば解決する課題ではありませんが、働く人の最低保障をする、最低賃金がセーフティネットとしてきちんと機能することが必要だ、というのをコロナ禍においても改めて私たちも認識を強めているところです。

エッセンシャルワーカーといわれる方が社会機能を維持するために懸命に働いて、感染の不安を抱えながらも働いて、そういう方がパートタイムとか契約、派遣という働き方で働く人が多く、時給、日給で働く人が多い中で、最低賃金近傍で働く方も少なくないという中で、ここの審議では、最低賃金を上げることについては社会的要請でないかと中央でも言われておりましたが、私としても改めて申し上げておきたいと思います。

もう1つなのですが、今回の状況をリーマンショックの時と比較する議論がいろいろなされておりまして、私としては少し歴史的な視点も踏まえる必要があるのではないかと思います。リーマンショックの際に雇用切りとか派遣切り、そして寮を追い出されて派遣村という課題も出ましたけれども、その時の課題を経て、我々としては「やはりこういうことを起こしてはいけない。」ということで対応してきたことが、この新型コロナウイルスの状況においても、課題はありますけれども、生かされているという視点はあるのではないかと思います。

雇用調整助成金は、今回政府がかなり大胆に対応しましたけれども、これも、リーマンショック時の経験を生かして、基準の見直しとか金額の見直しとかが行われてきた、これが雇用を守っていったという要素がある、効果があると思います。

派遣切りに遭われて住む場所がないのでどうしよう、という相談を実際に私も受けまして、自治体の生活保護担当の窓口と一緒に同行しましたが、リーマンショックを受けて、2013年に生活困窮者自立支援法ができて、きちんとした相談窓口を地方自治体で作るようになり、やはりあれもリーマンショックの時の課題を良くしていかないといけないということで、今回、課題はありながらも生かされていると思います。

新型コロナウイルス感染症の再発リスクが今後も繰り返されると指摘されている

中で、社会の対応力を高めておくために、社会的脆弱性を少しでも強化して備えるように繋げることが必要であろうと考えています。

新型コロナウイルス感染症状況下で見えた働く人への影響という点で言うと、最低賃金というセーフティネットをしっかりと機能させる、ということに繋げていくことが必要だろうと思います。一気に上げることはできないと思いますけど、だからこそ、継続して、この点を検討していくことが必要ではないかと思います。

コロナ禍の中でも、社会経済を回復させるためには内需が必要です。当然、個人消費を増やす必要がある中で、労働者の賃金を確保していく重要性は増していると思います。そのような中で、政府が様々な経済対策、大量の国債を発行して経済対策を行う、これは必要だから行うのですが、負担を将来に回すという要素もある中で、振り返ってみて、「あの金、どこに消えたのだろうか。」ということになっては絶対にいけない、そういう意味で、しっかりと回すところはどこなのか、働く人にきちんと賃金が支給されるような仕組みをいかに作っていくか、それを支えるために、中小企業の支援をどう行っていくかという視点で、新型コロナウイルス感染症の危機を振り返った時に、「こういう経験があったからセーフティネットを高めることができた。」ということに繋げていく必要があると思います。

中小企業の皆様の厳しい状況については、この場でも共有してきたところで、私どもとしては価格転嫁、最賃が上がったものは価格転嫁していく、公正取引の確立が必要でないかということで言ってきたところですし、今、全国では、労務費等の価格転嫁に関して、大企業と中小企業がともに成長できるよう持続可能な関係を構築するために、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が開催されているので、連合としても、この必要性を社会に強く訴えていきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症状況下の中で、東京一極集中を見直そうと動きは今後具体化していくと思います。今後の社会を考えていく上では必要だろうと思っています。

前回の労働者側の意見表明で、各地域で働き手の流出を止めて、域外からの流入を図る取組みが進められてきました。最賃1円、2円上げたから人の流れが変わるということはないと認識しますけれども、やはり、社会を展望する上において、この間、ずっと額の格差が広がってきた東京との格差を、中賃の議論でも地域間格差の課題をしっかりと議論してくださいと言われている中ですから、格差を少しでも縮める視点で議論を進めていくべきだと思っております。

現段階における労働者側の意見は以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

次に、使用者側からお願ひいたします。

有馬委員 それでは、使用者側の意見を発表させていただきます。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大により、世界中が危機的状況に、今、直

面しています。感染者数が世界では既に 1,600 万人を超え、未だ収束の目途は立っておりません。

日本国内におきましても、感染者数は 3 万人を超え、緊急事態宣言や地方自治体による休業要請等は、全国で大規模な需要の喪失をもたらしました。この数か月間、私も生まれてこの方経験したことがないことの連続でした。この需要の喪失は、大企業、中小企業の規模に問わず、幅広い業種に甚大な影響を与えています。緊急事態宣言解除の後も、未だ新型コロナウイルス感染症拡大以前の状況に戻っていないことは、皆様、御承知のとおりです。とりわけ、経営基盤の脆弱な地方の中小企業・小規模事業者にとっては、様々な支援策が実施されたものの、極めて厳しい状況下にあります。

特に、最低賃金の 3 要素である支払い能力について、十分に考慮するものがあるものと思います。

中小企業を取り巻く状況につきましては、前回の審議会で事務局より示されました、日銀福岡支店が発表した 2020 年 6 月の「企業短期経済観測調査」によりますと、3 月に比べて全産業において大幅に悪化し、残念ですが目を覆うばかりの状況です。

また、中小企業庁の「中小企業景況調査結果」によると、2020 年 4-6 月期の全産業の業況判断 D I は、前期のマイナス 24.4 に比べて、何と 39.7 ポイントもの急激な悪化となりマイナス 64.1 まで低下をしました。これは、リーマンショック後の 2009 年 1-3 月期のマイナス 50.0 を大幅に下回る数字となっております。加えまして、新型コロナウイルス感染症拡大以前に回復するには最低 2、3 年かかるとも、有識者の声も聞こえます。

このような状況から、今回の審議は、安倍総理、加藤厚生労働大臣が繰り返し発言されたとおり、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、雇用を守ることを最優先課題として審議すべきものと考えます。

以上です。

会長 どうもありがとうございました。

ただ今の両側からの基本的な考え方などにつきまして、御意見、御質問はございますか。

各委員 (なし)

会長 それでは、福岡県最低賃金の今後の審議については、専門部会において行いますので、専門部会の委員の皆様には御苦労をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

続いて、特定最低賃金関係の審議に移りたいと思います。

議事（2）アの「令和 2 年度特定最低賃金改正決定申出状況について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

賃金指導官

資料No.7 令和2年度特定最低賃金改正決定申出状況  
に基づき説明。

会長 ただ今の説明について、何か御質問、御意見はございますか。

各委員 (なし)

会長 次に議事(2)イの「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮詢)」です。

局長からお願いします。

局長 (会長あて諮詢文交付)

事務局 (諮詢文(写)を各委員に配付)

会長 ただ今、諮詢を受けましたので、事務局から諮詢文を読み上げてください。

賃金指導官 (諮詢文朗読)

会長 はい、ありがとうございました。

5業種に関わる委員の皆様には、今後、御苦労をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

次に議事(2)ウの「令和2年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)  
【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】について」です。

事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

資料No.8 令和2年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)  
【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】

に基づき、予定日時、発表者推薦期限、意見書提出期限等を説明。

会長 はい、ありがとうございました。  
ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

各委員 (なし)

会長 それでは、この案により実施することといたします。  
次に議事(3)の「その他」ですが、事務局から説明があればお願いします。

賃金指導官

(次回の日程等について説明)

会長

ほかに、何かございますか。よろしいでしょうか。  
それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

署名 公益代表委員

有田謙司

労働者代表委員

後藤 みゆき

使用者代表委員

吉岡秀樹